

間接侵害の判断に関する裁判例

－「洗濯用洗浄補助用品及びこれを用いた洗濯方法」事件－

R5.2.28 判決 東京地裁 令和2年（ワ）第19221号

特許権侵害差止等請求事件：請求認容

概要

被告が、品名に「Happy Mag」を含むマグネシウム粒子の販売又は販売の申出等をした行為について、被告製品を洗濯ネットに封入することにより、必ず本件各発明の構成要件を充足する洗濯用洗浄補助用品が完成するといえるから、被告製品は、本件各発明の実施にのみ用いる場合を含んでいると認められ、単なる規格品や普及品であるということとはできないから、本件特許権の特許法101条2号の間接侵害が成立するとして、被告に対し、特許権者である原告の差止請求が認められた事例。

特許請求の範囲

【請求項1】

複数個の、金属マグネシウム（Mg）単体を50重量%以上含有する粒子を、水を透過する網体で封入してなることを特徴とする洗濯用洗浄補助用品。

主な争点

被告製品の製造、販売及び販売の申出による間接侵害の成否（争点1）

裁判所の判断

『2 争点1（被告製品の製造、販売及び販売の申出による間接侵害の成否）について

・・・（略）・・・

（2） 「課題の解決に不可欠なもの」について

本件明細書の記載によれば、本件各発明の課題は、洗濯後の繊維製品に残存する汚れ自体を、金属マグネシウム（Mg）単体の作用により減少させることによって、生乾き臭の発生を防止しようとするものであり（【0006】）、かかる課題を解決するために、金属マグネシウム（Mg）単体と水との反応により発生する水素が、界面活性剤による汚れを落とす作用を促進させることを見出し（【0007】）、構成要件1Aの「金属マグネシウム（Mg）単体を50重量%以上含有する粒子」を洗濯用洗浄補助用品として用いる構成を採用したものであると認められる。

そして、被告製品は、前記（1）イ（ア）のとおり、構成要件1Aを充足するものであり、本件ウェブページには、被告製品を洗濯に用いることで、金属マグネシウム（Mg）単体の作用により洗濯後の繊維製品に残存する汚れ自体を減少させ、生乾き臭の発生を防止することができることが示唆されているから、本件ウェブページの記載を前提とすると、被告製品は、本件各発明の課題の解決に不可欠なものに該当するというべきである。

（3） 「日本国内において広く一般に流通しているもの」について

ア 特許法101条2号所定の「日本国内において広く一般に流通しているもの」とは、典型的には、ねじ、釘、電球、トランジスター等の、日本国内において広く普及している一般的な製品、すなわち、特注品ではなく、他の用途にも用いることができ、市場において一般に入手可能な状態にある規格品、普及品を意味するものと解するのが相当である。

本件においては、前記（1）アのとおり、被告製品には、購入後に洗濯ネットに入れて洗濯用洗浄補助用品を手作りし、洗濯物と一緒に洗濯をする旨の使用方法が付されている。そして、本件明細書には、洗濯用洗浄補助用品として用いられる金属マグネシウムの粒子の組成は、金属マグネシウム（Mg）単体を実質的に100重量%含有するものがより好ましく（【0020】）、洗濯用洗浄補助用品として用いられる金属マグネシウムの粒子の平均粒径は、4.0～6.0mmであることが最も好ましい（【0022】）と記載されているところ、前記（1）イのとおり、被告製品は、これらの点をいずれも満たしている。そうすると、被告製品を洗濯ネットに封入することにより、必ず本件各発明の構成要件を充足する洗濯用洗浄補助用品が完成するといえるから、被告製品は、本件各発明の実施にのみ用いる場合を含んでいると認められ、上記のような単なる規格品や普及品であるということとはできない。

以上によれば、被告製品は、「日本国内において広く一般に流通しているもの」に該当するとは認められない。

イ これに対し、被告は、被告製品に係る金属マグネシウムの粒子と同じ構成を備える金属マグネシウムの粒子が市場に多数流通しており、遅くとも口頭弁論終結時までには、日本国内において広く一般に流通しているものになったといえると主張する。

しかし、「日本国内において広く一般に流通しているもの」の要件は、市場において一般に入手可能な状態にある規格品、普及品の生産、譲渡等まで間接侵害行為に含めることは取引の安定性の確保の観点から好ましくないため、間接侵害規定の対象外と

したものであり、このような立法趣旨に照らすと、被告製品が市場において多数流通していたとしても、これのみをもって、「日本国内において広く一般に流通しているもの」に該当するということとはできない。

したがって、被告の主張は採用することができない。

(4) 主観的要件について

間接侵害の主観的要件を具備すべき時点は、差止請求の関係では、差止請求訴訟の事実審の口頭弁論最終時である。

そして、前記前提事実(4)のとおり、原告製品は、令和2年1月頃までには、全国的に周知された商品となっていたこと、本件ウェブページには、被告製品の購入者によるレビューが記載されているところ、令和2年4月から同年7月にかけてレビューを記載した購入者45人のうち、20人の購入者が、被告製品をネットに封入して洗濯に使用した旨を記載しており、7人の購入者が「まぐちゃん」、「マグちゃん」、「洗濯マグちゃん」、「洗濯○○ちゃん」などと、洗濯用洗浄補助用品である原告製品の名称に言及したと解される記載をしていることを認めるに足る証拠(甲111)が提出されていることからすると、被告は、遅くとも口頭弁論最終時までは、被告製品に係る金属マグネシウムの粒子が、本件各発明が特許発明であること及び被告製品が本件各発明の実施に用いられることを知ったと認められる(当裁判所に顕著な事実)。

これに対し、被告は、被告製品については、構成要件1Aの「網体」には含まれない、布地の中着袋等に被告製品を入れて洗濯機に投入して洗濯を行う使用方法などが想定されていたのであり、被告には被告製品が本件各発明の実施に用いられることの認識はない旨主張する。

しかし、「網」は、被告が主張する意味のほかにも、「鳥獣や魚などをとるために、糸や針金を編んで造った道具。また、一般に、糸や針金を編んで造ったもの。」(広辞苑第7版)の意味もあると認められること、本件明細書においては、「網体」の意義について、「本発明の洗濯用洗浄補助用品は、複数個の、マグネシウム粒子を、水を透過する網体で封入したものであるもので、使用時には洗濯槽に入れやすく、使用後は洗濯槽から取り出しやすいものとなっている。」(【0023】)、「この網体の素材は、耐水性があるものであれば、各種天然繊維、合成繊維を用いることができるが、強度が高く、使用後の乾燥が容易で、洗濯時に着色傾向の小さいポリエステル繊維を用いることが好ましい。」(【0024】)、「この網体自体の織り方としては、水を透過するものであれば各種の織り方が採用できる。」(【0025】)と記載されているのみで、網目の細かさについては言及されていないことからすると、被告が主張する使用方法も、本件各発明を実施する態様による使用方法であることに変わりはないといえる。

したがって、被告が、購入者が構成要件1Aの「

網体」には含まれない、布地の中着袋等に被告製品を入れて洗濯機に投入して洗濯を行う使用方法が想定されていたとしても、被告において被告製品が本件各発明の実施に用いられることの認識があったことを否定する事情とはならない。

(5) 小括

したがって、被告が、業として、被告製品の販売又は販売の申出等をした行為(前記前提事実(5)ア)について、本件特許権の特許法101条2号の間接侵害が成立する。』

検討

特許法101条2号の所謂「非汎用性要件」について争われた事件として、平成16年(ワ)第16732号(一太郎事件(原審))および平成17年(ネ)第10040号(一太郎事件(控訴審))があり、「非汎用性要件」については争点となることがある。

被告は被告製品を製造している訳ではなく、第三者が日本市場向けに輸入販売した高純度金属マグネシウムの粒子を購入し、日本市場向けに販売しているが、被告が被告製品の販売を開始した前後には、日本市場において複数の業者が高純度金属マグネシウムの粒子を販売していた。このため、被告が主張するように、確かに「日本市場において高純度金属マグネシウムの粒子が一般的に流通していた」といえるようにも思われるが、「被告製品は、本件各発明の実施にのみ用いる場合を含んでいる」との判断に基づき、非汎用性要件を満たすとの判断は、一太郎事件(原審)および(控訴審)と共通するため、裁判所の判断は妥当と言える。

実務上の指針

工業所有権法(産業財産権法)逐条解説〔第22版〕でも、特許法101条2号所定の「日本国内において広く一般に流通しているもの」として、例えば釘、ねじ、電球、トランジスタ等、日本国内において広く普及している一般的な製品が該当し、「広く一般に流通している」ということは、それが特注品ではなく、市場において一般に入手可能な状態にある規格品、普及品であると説明されている。本件において、被告製品は「本件各発明の実施にのみ用いるもの」、つまり「特注品」と判断されたのではないかと、「非汎用性要件」については特許権者側および侵害者側によって大きく解釈が異なることが多いため、対象製品が「特注品」であるか?との観点からの検討も必要であろう。

以上